

議案第22号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与の特例に関する条例（平成16年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略 (職員の給与の額の特例) 第2条 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（第3項において「給料基礎額」という。）から当該額に	第1条 略 (職員の給与の額の特例) 第2条 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（第3項において「給料基礎額」という。）から当該額に

100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（以下「算定基礎額」という。）とする。

次の各号に掲げる期間について、当該各号に掲げる率を乗じて得た額
（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（以下「算定基礎額」という。）とする。

(1) 平成17年4月1日から平成17年11月30日までの期間 100分の5

(2) 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの期間 100分の4.7

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。